

## 宮崎県方面委員の歴史研究

松原浩一郎

Historical Research on Houmen-Iin, Miyazaki Prefecture

KOUICHIRO MATSUBARA

### Abstract

The Houmen-Iin system originated with the establishment of the Saisei-Komon in Okayama Prefecture in 1917. The system involved the governor commissioning citizens to actively engage in assisting the poor and combating poverty through dedicated poverty surveys. This paper summarizes the origins and initiatives of the Houmen-Iin system in Miyazaki Prefecture.

**Key words** : History of Social Work, History of Social Work in Miyazaki Prefecture, History of Social Work in Nobeoka City

**キーワード** : 社会事業史、宮崎県社会事業史、延岡市社会事業史

### 1.はじめに

全国各地に配置されている民生委員・児童委員は、地域福祉の一翼を担っている。根拠法は1948年制定の「民生委員法」(法第198号)と児童福祉法(昭和22年法律第164号)である(同法16条は、民生委員を児童委員に充てている。以下、本論では民生委員と表記する)

民生委員の前身は1936年公布の方面委員令(勅令第398号)に規定された方面委員である。ただし方面委員自体は、方面委員令に先立ち全国各地に創設され、1928年全道府県への設置が完了した。方面委員令の制定は、それまで多様な形態で創設・運用されていた各地の制度の統一をはかり、その目的や機能を明らかにして、異なる運用から生じる差異や救助(判断)の曖昧さなどを払拭することを目指したのである。

本論は宮崎県において方面委員がどのようにつくられ、それがどのように運用されつつ、活動が展開されたのか、その特徴や実態を明らかにするものである。

### 2.方面委員の歴史およびその目的と機能

#### 1) 方面委員の歴史的意義

方面委員の嚆矢は、1917年創設された岡山県済世顧問制度である。続いて翌年東京において救済委員が、大阪において方面委員が創設されている。いずれの制度も官制民活の形態をとっている。特定の地域(方面)を設定して、その地域の有力者や篤志家を選考して、知事が囑託する。このシステムより、行政的な支配体制と前近代的な村落共同体の社会規範を堅持しようとしたのである\*1。

先述の通り方面委員令の制定までは、多様な形態をとっていた。たとえば方面委員と言う名称を使用しない道府県もあった。また設置主体や対象地域についても、県が主体になり全県を対象に配置を目指した済世顧問制度のような形態や、特定の市町村が設置主体になり、一部の地域を対象に始められた場合もある。たとえば鹿児島県では、1923年鹿児島県社会事業協会が設置主体となり、鹿児島市内の塩谷方面を対象にして、「保導委員」という名称で開始されている。また、香川県では、1928

年「私立鶏鳴学館方面委員」として、民間組織が設置主体となり始まっている。

なお、宮崎県の詳細は後述するが、1938年県により、県内全域を対象として、「方面委員」の名称を用いて創設されている。

こうした多様な形態で創設された方面委員制度の発展を物語るように、1927年10月第一回全国方面委員大会が開催されている。この時点での設置は1道3府36県に及んでいた。これに続いて1932年には「全国方面委員連盟」が発足している。

このように各地へ普及し発展を遂げた方面委員ではあるが、いまだ法的根拠がないまま、各道府県の設置規程等によっていたのである。だが1929年救護法(法律第39号)の制定により、第4条に定められた委員(以下救護委員)を兼ねることになり、救護事業の補助機関となったのである。

このように活動の目的や内容が救護法に添うことになったものの、方面委員自体に法的身分が与えられたものではない。そのため全国方面委員大会において、法規制定の建議が決議されている。こうして1937年1月方面委員令が施行された。ここにおいて方面委員の設置主体が道府県になるなど体制が統一的に整備され、連絡統制や後援団体の組織化も進み、社会事業の中核機関となっていったのである。

吉田(1994:150)は方面委員令の大綱を①隣保相扶、互助共済による保護指導という指導精神を明確にした、②生活状態調査、要保護者自立向上の指導、社会施設との連絡などの職務を明確にした、③道府県の設置とし、東京市・横浜市はこれから除いた、④方面委員は地方長官の選任とし、銓衡委員会を設けて慎重を期した、⑤方面事業委員会を設置し、方面委員への指導的役割を持たせた、⑥方面委員会に市町村長を出席させ、委員と市町村当局との連絡に留意したこと、などとしている。

一方でこうした法制化は、第二次世界大戦の激化に伴う軍事体制への翼賛機関へと、政府による支配の強化をもたらした、活動の変貌をまねくことになる。

## 2) 方面委員の目的と機能

『日本社会事業年鑑大正14年版』\*2には、各地に創設が進む方面委員制度の目的を以下のように説明されている。「地方の状況に依り多少の相違はあるが、其の目的は各地方住民の生活状態の調査に依り、其の受持区域内に於ける住民の福利増進を図るに在る」。さらに大阪府方面委員を事例に具体的な事業として「相談指導」「保健救療」「育児奨学」「周旋紹介」「戸籍整理」「食品給与」の6つを示している(17頁)。また、『民生委員制度百

年通史』\*3は、方面委員活動を「仲介機能」と「介入機能」と「代弁機能」の3つに類型化して説明している(83-90頁)。

方面委員制度が各地に普及した大正末期から昭和初期は、米騒動や労働争議あるいは社会主義思想の台頭など、支配体制を揺るがす社会的混乱が生じていた。遠藤(1981:325)は、動揺しつつある「体制的の必要に応える機能を果たしたのが、旧中間層を主な担い手とする方面委員活動である」と述べている。このように支配の維持機能をも期待されたのである。

## 3) 方面委員制度の本質と職務内容

方面委員の実践は、当該地域を調査し、貧困世帯の実態を把握するためカードを活用(記入)し、救済や防貧の諸策を講じて、生活の安定や地域の安寧に寄与するものであった。

その本質について、この制度の発展に大きく寄与した原泰一(1941:9)は「隣保相扶の情誼に基く自主的活動から出発し、発展して来た」と歴史的特質を述べ「隣保相扶の醇風に則つて奉仕の事業として運用される我が方面委員制度は、また近代社会事業発展上最も顕著なりと云はれて居る社会測量、個別処遇並に集団指導に於て非常なる特異性を發揮しその妙味を現はして居るのである」と分析している。このように、方面委員制度は、社会調査とケースワーク・グループワークの機能を担い、かつ、名誉職として奉仕することを本質として持ち合わせていたのである。

## 4) 宮崎県の方面委員のはじまりと社会情勢

全国に普及した方面委員が宮崎県において創設されたのは、1928年6月である。全国的に見ると極めて遅く、同年7月福井県の設置で全道府県の設置が完了している。このように宮崎県は46番目ということになる。

嘱託状況の詳細はあとに見るが、この設置に連動して、翌1929年5月宮崎県社会事業協会が創設され、宮崎県社会事業の組織的体制が整えられた。

この間の経済・社会状況をみると、1929年の糸価暴落で宮崎の工業を支えた製糸業界は大きな打撃を受け、米価の下落が農村不況をうみ、これらの影響は金融界にも波及して、貧困問題が都市部から地方にも波及して、行政的対策が求められていたのであった\*4。

## 3. 宮崎県方面委員制度

### 1) 方面委員設置規程

1928年6月13日方面委員規程が公布され、制度が発足する。

宮崎県告示第九拾五号  
 方面委員規程左ノ通り定ム  
 昭和三年六月十三日  
 宮崎県知事 山岡国利  
 方面委員規程

- 第一条 社会ノ実情ヲ調査シソノ改善指導ニ努メ生活ノ安定ヲ図ル為方面委員ヲ設置ス。
- 第二条 市町村長ハ管内ノ方面委員ノ事務ヲ統轄ス。
- 第三条 方面委員ノ担当区域ハ知事ノ許可ヲ受ケ市町村長之ヲ定ム。
- 第四条 方面委員ハ名誉職トシ知事之ヲ任命又ハ囑託ス。
- 第五条 事務ノ連絡統一ヲ期スル為市町村二在リテハ、其ノ区域内方面委員ヲ以テ方面委員会ヲ設置シ委員中ヨリ理事一名ヲ互選スベシ。  
 市町村長ハ方面委員会ヲ招集シソノ議長トナル。議長故障アルトキハ理事ヲ以テ之ニ充ツ。
- 第六条 理事ノ研究並ニ連絡統一ヲ図ル為県ニ理事会ヲ設ク、理事会ハ市町村ノ理事ヲ以組織シ知事之ヲ招集ス。理事会ノ議長ハ知事又ハ知事ノ指名シタル官吏吏員之ニ当ル。
- 第七条 理事会ハ場合ニ依リ県ヲ数区域ニ別チソノ区域毎ニ之ヲ開クコトヲ得、ソノ招集等ニ関シテハ前条ノ規程ヲ準用ス。
- 第八条 本規程施行上必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム。

これに伴って同日、宮崎県告示第九拾六号「方面委員服務心得」と、訓令第十七号「方面委員制度設置ニ関スル件」が発出されている。

方面委員規程は、それまで既に制定されている他府県の規程を模倣して、多少の特徴を見出すことはできるものの、類似した内容になっている。次にその特徴を検討したい。

## 2) 方面委員規程の分析

宮崎県の方面委員規程と他府県の方面委員規程と比較して、宮崎県の特徴を明らかにしたい。

岡山県の「済世顧問設置規程」（1917年）と「大阪府方面委員規程」（1918年）および「長野県方面委員規程」（1923年）と山形県「方面委員設置規定」（1925年）を比較したい。

第一条設置理由や目的は、大阪以外（大阪は設置目的の記載がない）同じである。第二条は市町村長の役割であるが、このような規定は宮崎県以外見られない。さらに第三条の担当地区設定も市町村長の任務になっている。他府県では、区域設定と人数の設定は規程内に示されている。ただし山形県は「別ニ定メル」となっている。

第四条の名誉職規定はいずれにもある。第五条委員会の設置については、岡山県以外は同様である。済世顧問は町村一名なので、顧問間で互選することがない。第六条と第七条は理事会に関する規定だが、大阪と長野は同様の規定があるが、山形県にはこの規定はない。当然だが岡山県にもない。

次に他府県にあるが、宮崎県の規程にないものを検討したい。他府県は委員の職業属性など人選の基準が定められている。さらに長野県は6つ、山形県と大阪府には5つの具体的な職務内容が規定されているが、宮崎県にはない。なお、岡山県の済世顧問は、個人の裁量により自主的に自由実践することになっているので、規程に具体的な職務内容の記載はない。

以上総括すると、宮崎県の方面委員制度では、第二条、第三条、第五条に規定されているように、市町村長の関わりが強い制度になっていることが特徴だと言えよう。具体的な職務内容についても、市町村長が方面委員会を開催して、主体的・独創的な実践を設定することが求められているものと思われる。

## 3) 九州各県と宮崎県の比較

県内に方面委員が囑託され、活動が開始された1929年、方面委員の取扱件数は、3,060件でカード数612枚であった\*5。

その後救護法施行により取扱が急増する。表1は九州各県（長崎県を除く）の方面委員数と取扱数などである。県内市町村の方面委員数は表2のとおり513人であったが、その後表1のように、710人に増員され、取扱件数も2万件を越えている。大幅に体制が強化・充実したことがわかる。

表1 1933年方面委員数と取扱数および経費

県名	委員数	取扱件数	件数÷委員	経費
福岡	230	31328	136件	11814
大分	119	1983	16.7件	2783
佐賀	969	9074	9.4件	7946
熊本	792	10366	13.1件	4629
宮崎	710	22912	32.2件	13328
鹿児島	729	19344	26.5件	2163
沖縄	146	191	1.3件	1032

出典：中央社会事業協会編『日本社会事業年鑑 昭和9年版』より筆者作成

他県と比較すると、委員数が最も多いのは佐賀県であるが、取扱件数は福岡県について宮崎県が多い。一人あたりの取扱数も同じである。また経費の支出も多い。これらの数字を見ると、比較的活発に活動していたものと推測される。

表2 宮崎県方面委員嘱託状況

年月日	市町村名	嘱託人数	年月日	市町村名	嘱託人数
1928,9,24	都城市	11	同,10,22	妻町	8
	綾町	3		富原町	5
	高原町	4		都農町	8
	細島町	1		福島町	6
	油津町	10		上江村	2
	三股村	5		住吉村	5
	岩脇村	3		広瀬村	2
	伊形村	4		生目村	9
	西郷村	3		本城村	3
	西米良村	9		東郷村	3
	南方村	4		三財村	6
	門川村	5		八代村	3
	南郷村	4		清武村	5
	恒富村	4		4町9村	65
	北郷村	8	同,10,26	宮崎市	15
	三納村	3		佐土原町	2
	穆佐村	3		赤江町	3
	高城村	7		美々津町	5
	1市4町13村	91		高千穂町	6
同,10,3	庄内町	6		瓜生野村	3
	延岡町	5		西嶽村	3
	都井村	2		東米良村	8
	川南村	6		北方村	9
	南,東郷村	7		北浦村	4
	木花村	4		岩戸村	3
	那珂村	2		三ヶ所村	4
	細田村	6		1市4町7村	65
	富田村	4	同,11,8	田原村	3
	大束村	4		椎葉村	4
	野尻村	6		南,北方村	6
	志和池村	5		須木村	2
	沖水村	5		4村	15
	2町11村	62	同,11,13	小林町	15
同,10,16	高鍋町	4		本庄町	10
	飫肥町	8		2町	25
	木城村	4	同,11,17	酒谷村	2
	上穂北村	5	同,11,21	南,北郷村	5
	都於郡村	5	同,12,4	鞍岡村	3
	檉村	4		鶴戸村	4
	青島村	4		新田村	3
	榎原村	6		飯野村	13
	山之口村	5		上野村	3
	山田村	5		5村	26
	岡富村	6	同,12,15	田野町	2
	東海村	6	同,12,18	真幸町	11
	2町10村	62	同,12,22	市木村	2
※12町村は以下の通り				諸塚村	5
南浦村	七折村	中郷村		2村	7
北川村	高崎村	五十市村	同,12,28	岩井川村	1
富高町	吾田村	加久藤	不明	12町村※	74
木脇村	倉岡村	高岡町	合計	2市17町79村	513

出典：『宮崎県社会事業史』41-42頁より筆者作成

なお、時代は下るが、1938年3月末のカード登録者（貧困者）数を比較すると、福岡県は13,805世帯54,863人であるが、宮崎県は15,123世帯40,288人となっている（原1941:142,144）。世帯数は宮崎が8県中（この統計には長

崎県がある）最多である。宮崎県に貧困者が多かったのか、捕捉率が高いのか、不明であるが、活動が活発であったといえるだろう。

方面委員は救護法に加えて、少年救護法（昭和8年5月5日法律第55号）や母子保護法（昭和12年3月31日法律第19号）の担当委員にもなる。これら法律による活動に加えて法律によらない活動にも取り組んでいる。これらの活動に見られる宮崎県の顕著な特徴は「児童保護」に関する取扱件数が九州他県と比較すると、極めて少ないことである。ちなみに熊本県の取扱数は1,278件、福岡県は3,807件におよんでいるのだが、宮崎県はわずか12件である。そしてこの数は、全国最少である（原1941:146-148）。

#### 4.宮崎県方面委員の実際

1928年発足した方面委員は、その後救護委員なり、方面委員令が公布され、戦時厚生事業を担うことになり、活動範囲の拡がりを見せ、目的の変化もきたす。その過程を『宮崎県民生委員制度七十年史』、『延岡市民生児童委員のあゆみ』から、明らかにしたい。なお（）の数字は記載頁である。『延岡市民生委員児童委員のあゆみ』の引用は（延〇頁）とする。

##### 1) 嘱託状況の分析

「方面委員規程」により、いよいよ人選が市町村長の責任で行われる。規程内に詳細な規定がないが、市町村を一区域と定め、その中に複数の方面委員を置くことを基本にしている。また、担当区域は、概ね大字に一人を基準にして、必要な人員を選出している（60頁）。このため、人口規模や面積は反映されていない。これは岡山県の済世委員制度と同じである\*6。任期は3年で、表2のとおり、同年9月最初の嘱託が1市4町13村合計91人に行われた。翌年4月末日まで全ての市町村へ513人の嘱託が完了している。

制度開始に伴い、県社会課は「方面委員ポスター」を印刷し県内全域に配布している。その内容は、「生活に困る人、病気で困る人、職を求むる人、生活の向上に志す人、以上で悩んでいる人は、今すぐ方面委員に相談しなさい。」というものであった（延14頁）。このように創設当初は、啓蒙活動が必要だったことがわかる。

延岡町（当時）では5名が嘱託された。方面委員による救済の最初は、制度開始一年後の1929年10月のことで、高齢の横田某への救済記録が残されている（延14頁）

1930年4月、延岡町は隣接する岡富村と恒富村と合併して、新たに日吉幾治が町長に就任している。これに

伴い日吉は方面委員を辞職している。また、諸塚村の方面委員である藤井長治郎、小川知慶、甲斐 忠の三人が村長をつとめている\*7。このように、地域の名士や有力者が方面委員に嘱託されたいことがわかる。

## 2) 方面委員の組織化とその実際

方面委員規程第五条により、方面委員会の組織化と理事の互選がすすめられ、第六条の規定どおり、県に理事会が設けられた。これに伴い、1929年4月学務部長から支庁長と市町村長へ組織化についての依命通牒が発出されている。これにより、例会を毎月一回以上委員全員と首長と事務主任の出席により開催することが指示されている。また同様に毎年一月に「地方別連絡協議会」の開催が指示されている。県が開催する理事会は、毎年七月に県庁あるいは地区別で開催することにして、参加は市町村の理事と市町村長および事務主任である。さらに「方面委員総会」を毎年四月に開催することとしている。参加対象は全方面委員と全市町村長と事務主任である。こうして、同年4月30日県公会堂において第一回の総会を開催し、約四百人が参加している(71頁)。なお、翌日宮崎県社会事業協会(会長は知事)が発足した。

延岡町の例会は、7月に役場会議室で町長と助役参加のもと、8名の方面委員と伴に開催されている。審議により、理事を選出し、退任者とそれに代わる新任者が決議されている。また、救済者の審査も行っている。なお例会は、毎月25日に開催していたが、途中から第三土曜日に変更されている。

## 3) 活動、組織の発展

1930年4月の第二回総会では、約五百名の参加を得て、方面委員手帳に関する件や取扱事件の報告に関する指示や検討が行われた。

この総会において石田知事は方面委員の目的を以下のように訓示している。「委員事業の目的は家に一名の徒食の輩もなく、また、困難をつぐる窮民がないようにする教化の源泉に注意し、国民生活の充実を期せんとするものである」と言い、病気の貧者へ医療を結びつけ、養老の途なきものには適当な途を講じ、失業者には授産の途と方策を実行せねばならないと指示している。このように、県当局は、医療や養老や授産を活動の重点項目としていることがわかる(77-8頁)。

1931年1月県は「社会事業講習会及び方面委員協議会」を県内10市町で開催している。延岡町では22日開催され、婦人方面委員の設置を決定している。この決定により、11月に最初の女性方面委員が誕生している。就任した加藤女史は助産師(当時は「産婆」)であった(延18頁)。

1932年救護法の施行に伴い、同法四条の委員に方面委員が委嘱され、555人の男性方面委員と63人の女性方面委員に加えて、75人の女性方面委員が新たに嘱託され、合計693人の救護委員体制で発足している(89頁)。

延岡町においては、1月13日救護法による初の救済が3名に適用・実施されている(延18-9頁)。

また2月には全日本方面委員連盟が発足している。

3月延岡町の方面委員は、「出稼ぎ人の家族慰問」や「出征軍事家族慰問」を実施している(延19頁)。関連して7月には、県社会課が「応召軍人遺家族相談所」を設置している(774頁)。

5月第4回社会事業協会総会が開催され、4町の方面委員会が成績良好で表彰されている。表彰理由をみると、当時の方面委員会の活動内容の一部がわかる。以下六項目である。

①毎月委員会の開催励行、全員出席。②医療救護の徹底。町内開業医をもって医師団を組織し、町内貧困者に対する診療券を発行し医療の徹底を期している。③町内要所に宣伝掲示板を設置し、方面委員事業宣伝講演会や活動写真会を開催。④納税貯金の奨励。特殊なる貯金箱の考案、納税日掛貯金を励行し成績良好なり。⑤方面委員事業後援会の計画。⑥農業託児所や婦人会に助成指導。(92-5頁)。

これをみると、月例委員会の全員参加ということが、他地域では容易ではないことがわかる。また、医療と貯金の推奨も重要な業務であり、言い換えればそれが地域の課題でもあったといえる。

この年6月13日が「方面委員記念日」に指定され、記念式典が開催されている。翌年の同日には、五千枚の宣伝ポスターと14万枚のビラを全県に配布している(96頁)。

9月には郡市ごとの協議会を開催して、軍事救護法の徹底について協議されている。また延岡町方面委員会は以下の三項目を決議している(以下延20頁)。

①貧困者に対する節米給与の方法として、まず篤志家の寄付を仰ぎ、給与する。

②救護法により救助しつつあるものに対して、精神的救助方法として、正月早々各方面委員は分担して訪問し精神的慰安を与えること。なお、養老院を設置して現在救護しつつある13名を収容し生活の安定を与える(養老院は1937年2月に竣工している。この創設と運営に方面委員が大きくかかわっている)(延27頁)。

③防貧対策として失業者を救済すること。

同年12月宮崎市の方面委員会は、救護法の適用家庭百戸に対して、もち米と搗賃が配られている(97頁)。

1933年1月の延岡町例会では、募金により集められた238円を「もち米」として分配することが決議されて、合計200戸400余人へ支給されている(延21頁)。これとは別に現金給付の事例もあり、現金給付と現物給付が行われていることがわかる。なお、同年2月11日延岡町は市制を敷いている。

この年県内をおそった干ばつと暴風雨の影響で生じた欠食児童とその家庭に対して、県の支援物資を方面委員が配布している(105頁)。

1935年3月県の方面委員理事会在開催され、方面委員の助成事業のため、各市町村を単位とする「社会事業協会支部」を全市町村に設置することが決議されている(118頁)。

6月第7回宮崎県方面委員大会の三島知事の訓示は「方面委員制度は、社会事業の根底をなすものでありまして、隣保相扶の情誼を基本として社会の欠陥に対応匡救するの任務を持っているのであります」と基本とする目的と思想をのべ「対象とする処広汎、その取扱うべき事件は複雑多岐に亘り」と現状分析を行い「重責を全うされんことを希望する次第であります」と語っている(124頁)。

8月に延岡市内15名の方面委員を補助し調査や救済の徹底をはかるため「方面助成委員」を嘱託することになった。目標数は約400名である。翌年4月1日任命の予定だが、人選が進まず、5月1日になっている(延23頁)。

1936年11月14日「宮崎県方面委員連盟」が結成され、「益々鞏固ナル団結ノ下ニ方面事業ノ徹底ニ努メンコトヲ誓フ」と宣言文を発表し、「我等相互ノ連絡ヲ密ニシ、研鑽錬磨以テ方面事業ノ円滑ナル進展ヲ期ス」と決議している(146-7頁)。

1937年1月方面委員令施行に際して「方面委員令施行ニ関スル件依命通牒」が学務部長名で支庁長と市町村長にあてて発出され「方面委員制度ノ精神ヲ體シ勅令ノ趣旨ヲ察シ之ガ実施ニ当リテハ、市町村長及方面委員ノ連絡ヲ一層密接ナラシメ、所期ノ目的ヲ達成スル様萬遺漏ナキ措置ヲ講ゼラレ度」と指示している(142頁)。

1937年1月には、方面委員令に基づき県内を98区定数595名と決定している。(148頁)7月には知事からの9項目の諮問に対する答申があり、銓衡の適正化、一般社会の理解と協力の促進、方面委員の専門的知識技能の向上に対する件などが提示されている(152-3頁)。

1939年には、都城北諸方面委員大会のスローガンが「聖旨ヲ奉戴シテ銃後ノ護リニツク」である。このように方面委員の活動が戦時翼賛体制に組み込まれていく。また、1942年には都城方面委員会に「産メヨ殖セ」

の国策に協力する「結婚相談所」が開設されている(161頁)。

## 5. 結論

本論では、宮崎県の方面委員の歴史を概観したが、最後に組織化および実践を、先述の吉田の方面委員令の大綱(本論18頁)から検討してみたい。

①隣保相扶、互助共済による保護指導という指導精神については、第7回方面委員大会の三島知事の訓示でも明らかなように、県当局はいうまでもなく、方面委員にもこの思想は定着していたと言えよう。また、社会施設との関わりについても、方面委員制度の翌年宮崎県社会事業協会が創設されて、大会や会議を方面委員会と同時開催している。つまり社会事業協会と方面委員会は不可分な関係にあったと言える。また、延岡市の養老院設立にも、地元の方面委員が尽力している。②生活状態調査、要保護者自立向上の指導については、多く認められる。③設置主体と④知事の嘱託と⑤方面委員会の設定と⑥の市町村長の関わりについては、適合している。特に⑥の市町村長の関わりについては、先述のとおり、宮崎県の特徴でもある。

このように、吉田が指摘するような方面委員の形態や特徴を維持しつつ、宮崎県の方面委員は、方面事業を展開して行ったと言えよう。

- \* 1 方面委員の職業属性をみると、大阪や東京のような都市部では、商業など自営業者を主体とする中産階級に属する者も多いが、岡山の済世顧問や済世委員(のちの方面委員)の職業属性をみると、岡山市や倉敷町(現倉敷市)などの都市部以外の地域では、農業従事者が多く、旧来から地域の名士・有力者であった支配階層が目立つ。(松原2022)。
- \* 2 大原社会問題研究所編(1920)『日本社会事業年鑑大正14年版』17-8
- \* 3 全国社会福祉協議会、全国民生委員児童委員連合会編(2019)『全国民生委員制度百年通史』全国社会福祉協議会
- \* 4 1926(昭和元)年の県内米価は、39円41銭であったが、1931(昭和6)年には、16円10銭にまで落ち込んでいる。出典：宮崎県民生労働部編(1959-91)
- \* 5 宮崎県民生労働部編(1959-126)

- \* 6 岡山県の済世委員の配置状況については、松原(2022)に詳しい。
- \* 7 諸塚村史編集委員会編(1989)『諸塚村史』355、704-5

### 参考文献

- 遠藤興一(1981)「方面委員活動の地域処遇史的課題」  
仲村優一他編『講座社会福祉2』有斐閣
- 原泰一(1941)『方面事業』常磐書房(非売品)
- 松原浩一郎(2022)「済世委員制度の研究2」『吉備国際  
大学研究紀要(人文・社会学系)』33
- 宮崎県民生労働部編(1959)『宮崎県社会事業史』
- 宮崎県民生委員制度七十年史編纂委員会編(1991)『宮  
崎県民生委員制度七十年史』
- 延岡市民生児童委員協議会編(1989)『延岡市民生児童委  
員のあゆみ』
- 田中康子、田中利宗(2016)「『山形県方面委員設置』と  
変遷について」道北福祉研究会編『道北福祉』5
- 矢吹克巳(1988)「長野県における社会事業の展開」『清  
泉女学院短期大学研究紀要』6
- 吉田久一(1994)『日本社会事業の歴史(全訂版)』勁草  
書房